

卸売市場流通の現状等

平成26年12月

農林水産省

目 次

I	卸売市場流通の現状	
1.	取扱数量等の推移	3
2.	中央卸売市場における市場間格差の状況	9
3.	中央卸売市場における他市場からの集荷割合（立地条件等別）	13
4.	産地の大型化	14
5.	買受側の大型化	15
II	中央卸売市場の開設都市の将来推計人口	16
III	卸売市場の連携、再編等に伴う各種取組に対する支援措置	17

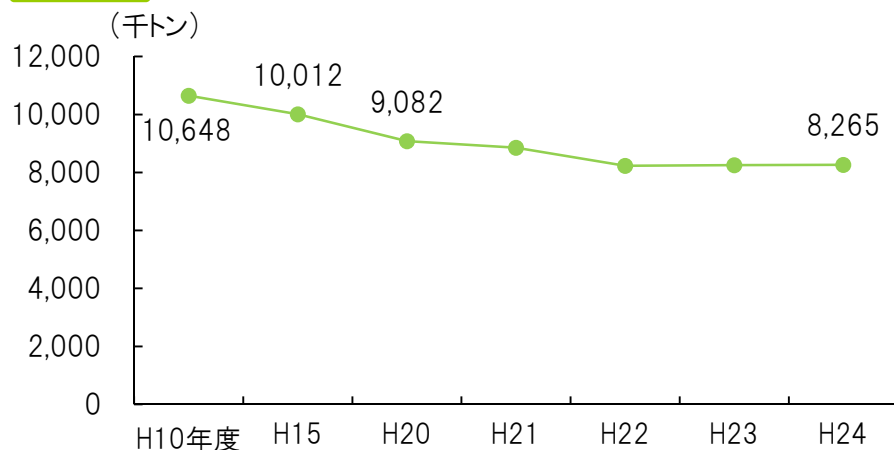
注：本資料に掲載された情報やデータの出典について特に記載がない場合、その出典は農林水産省食品製造卸売課調べによる

I 卸売市場流通の現状

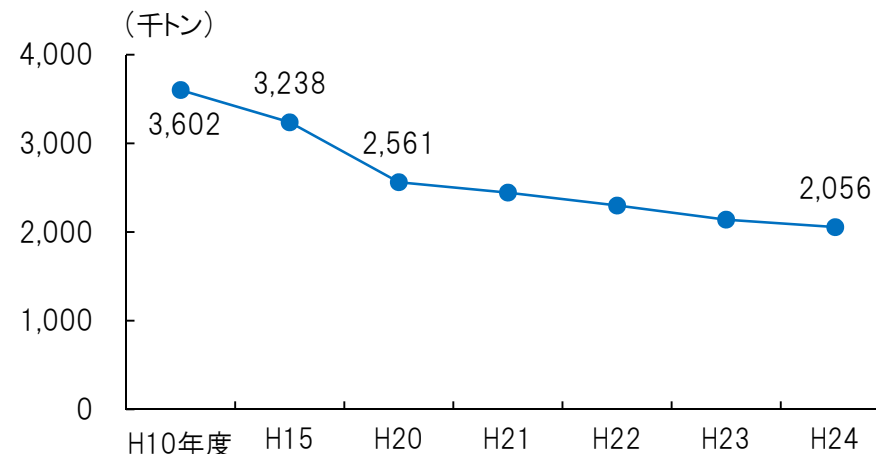
1. 取扱数量等の推移①（中央卸売市場）

○ 中央卸売市場における部類別取扱数量（花きにおいては取扱金額）については、減少傾向で推移してきたが、青果、食肉では近年横ばい傾向となっている。

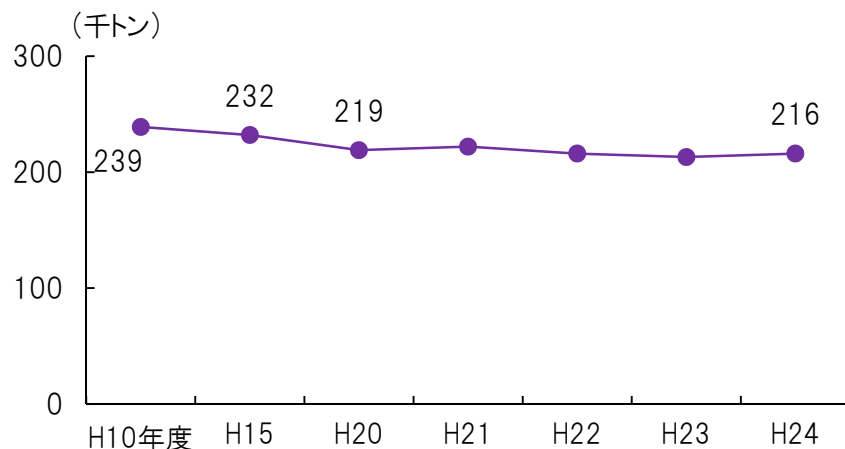
青果



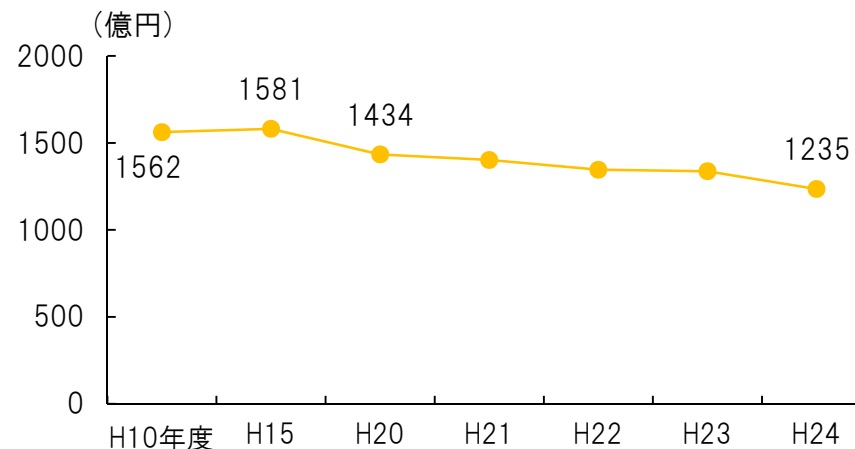
水産物



食肉



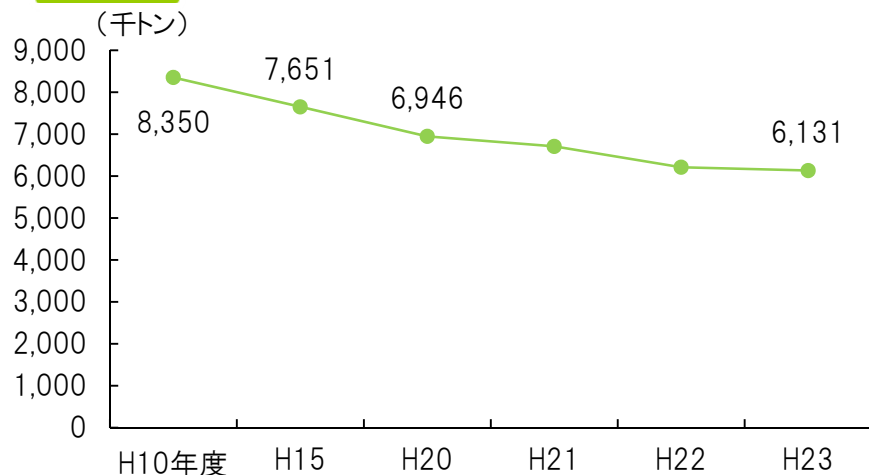
花き



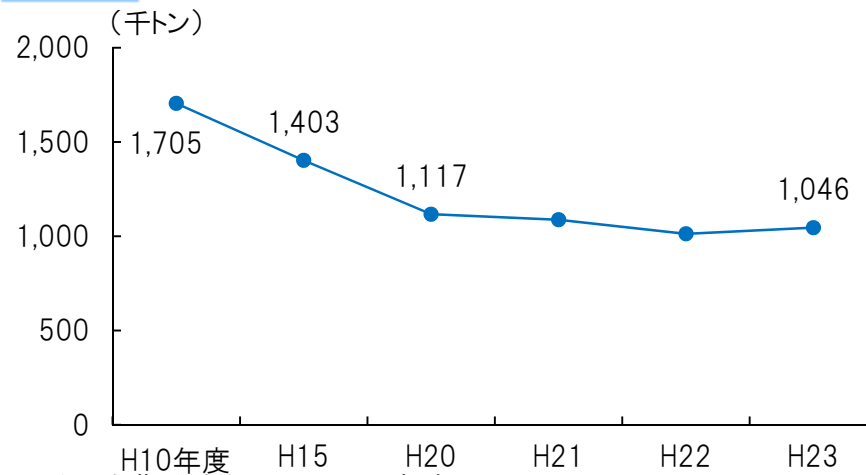
1. 取扱数量等の推移②（地方卸売市場）

○ 地方卸売市場における部類別取扱数量（花きにおいては取扱金額）については、減少傾向で推移してきたが、近年横ばい傾向となっている。

青果

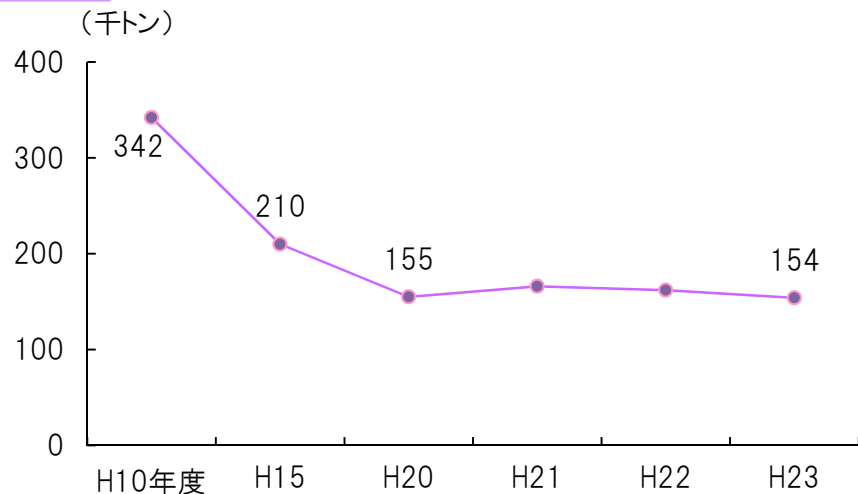


水産物

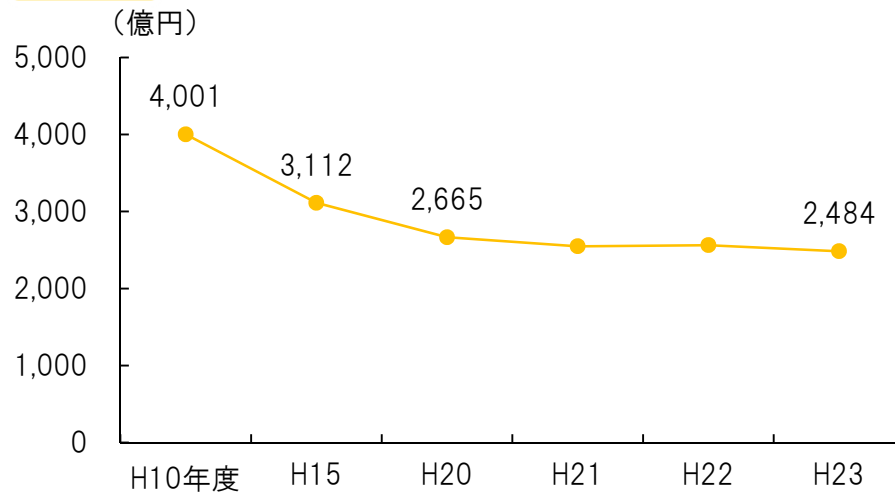


注：消費地市場における取扱数量。

食肉



花き

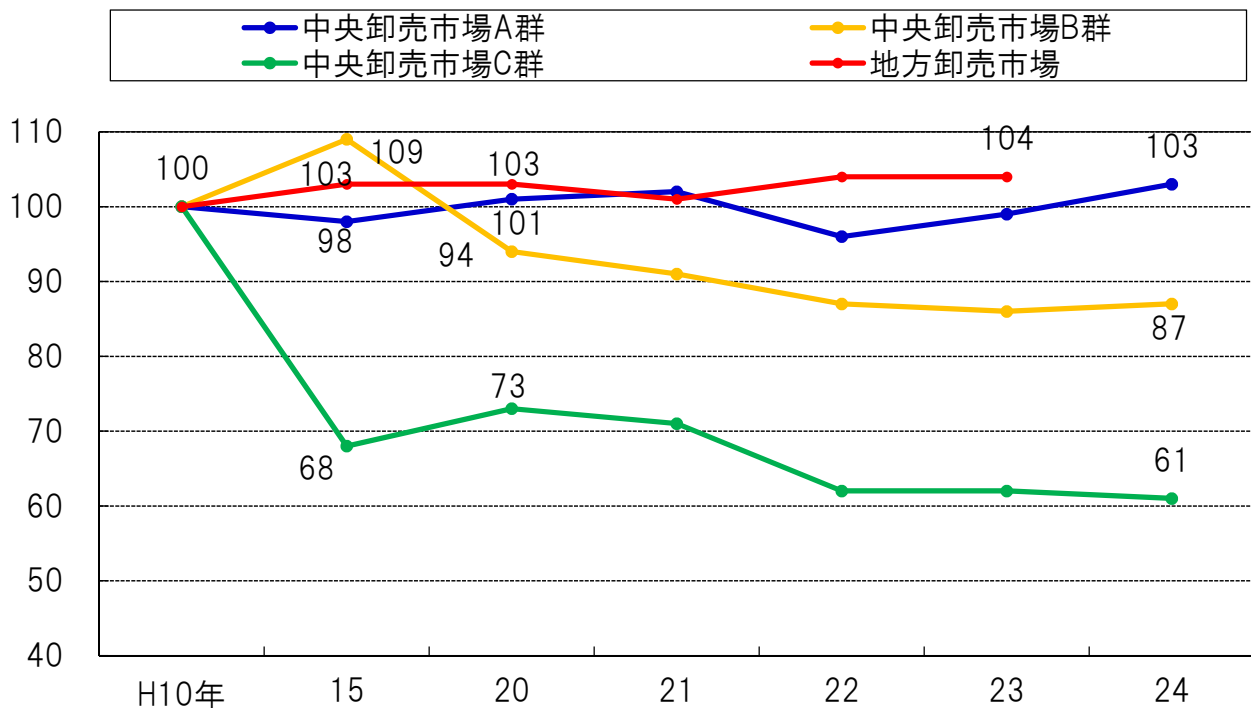


1. 取扱数量等の推移③（立地条件等別、青果）

- 立地条件や開設者によって分類した中央卸売市場における青果物取扱数量のH10年からH24年における増減率は、東京都中央卸売市場大田市場（A群）では+3%、開設者が政令指定都市、都府県の中央卸売市場（B群）では▲13%、その他の中央卸売市場（C群）では▲39%となっており、C群の減少率が大きくなっている。
- H10年からH23年における地方卸売市場の取扱数量は4%増となっている。

○中央卸売市場の分類条件

- ・中央卸売市場A群：大田市場
- ・中央卸売市場B群：開設者が政令指定都市、都府県の中央卸売市場（大田市場除く）
- ・中央卸売市場C群：その他の中央卸売市場



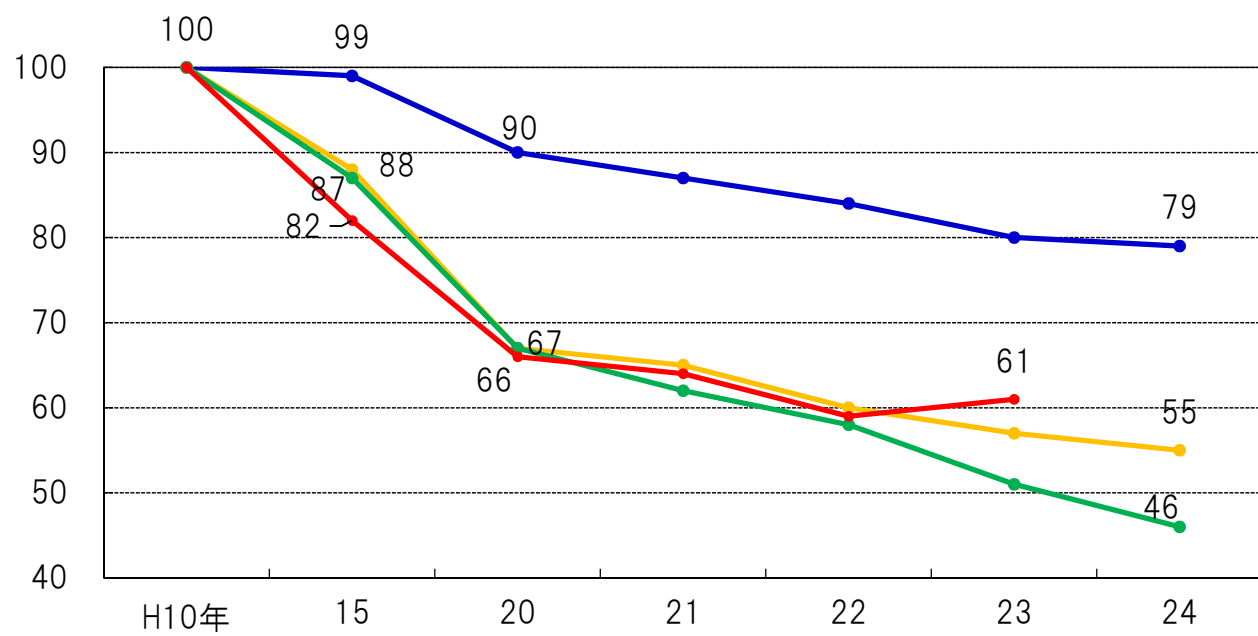
注：平成10年の取扱数量を100とした時の、各年の取扱量である。

1. 取扱数量等の推移④（立地条件等別、水産物）

- 立地条件や開設者によって分類した中央卸売市場における水産物取扱数量のH10年からH24年の間における増減率は、東京都中央卸売市場築地市場（A群）では▲21%、開設者が政令指定都市、都府県の中央卸売市場（B群）では▲45%、その他の中央卸売市場（C群）では▲54%となっており、築地市場に比べ他の市場の減少率が大きくなっている。
- H10年からH23年の間における地方卸売市場の取扱数量は39%の減少となっている。

○中央卸売市場の分類条件

- ・中央卸売市場A群：築地市場
- ・中央卸売市場B群：開設者が政令指定都市、都府県の中央卸売市場（築地市場除く）
- ・中央卸売市場C群：その他の中央卸売市場

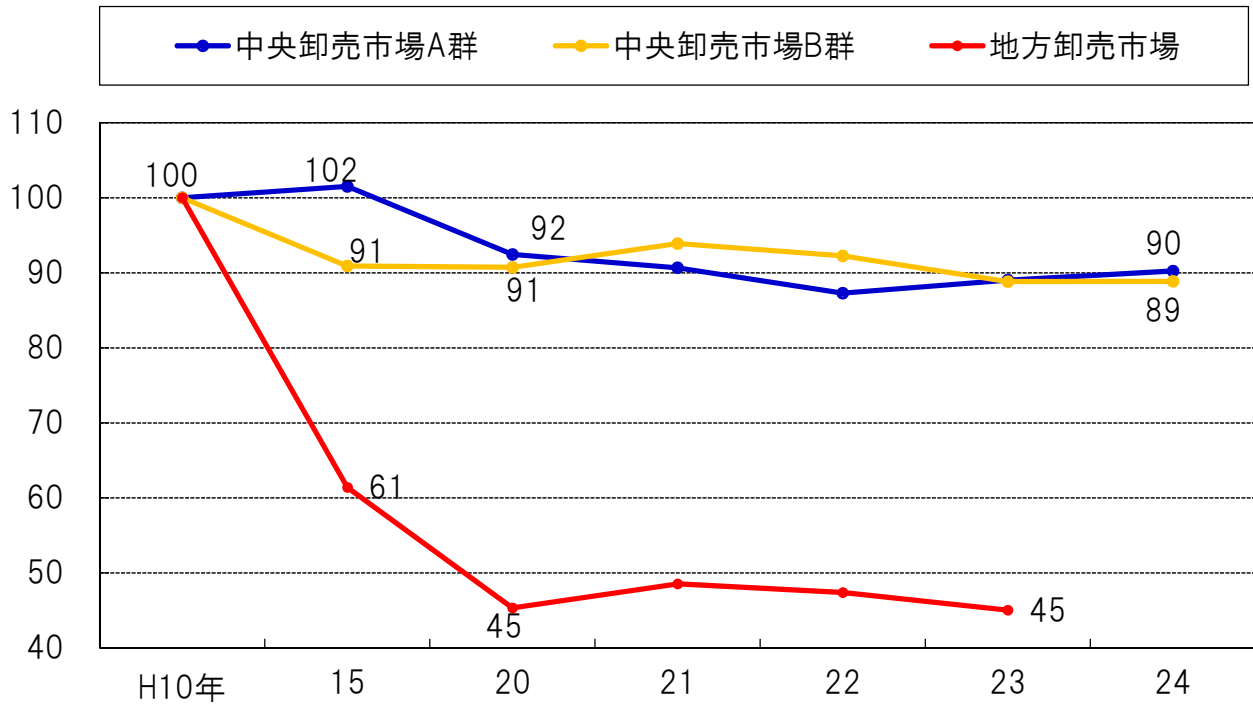


注：平成10年の取扱数量を100とした時の、各年の取扱量である。

1. 取扱数量等の推移⑤（立地条件等別、食肉）

- 立地条件や開設者によって分類した中央卸売市場における食肉の取扱数量のH10年からH24年の間における増減率は、開設者が東京都の中央卸売市場（A群）が▲10%、その他の中央卸売市場（B群）が▲11%とほぼ同様の減少率となっている。
- H10年からH23年の間における地方卸売市場の取扱数量は55%の減少となっている。

○中央卸売市場の分類条件
・中央卸売市場A群：開設者が東京都の中央卸売市場
・中央卸売市場B群：その他の中央卸売市場



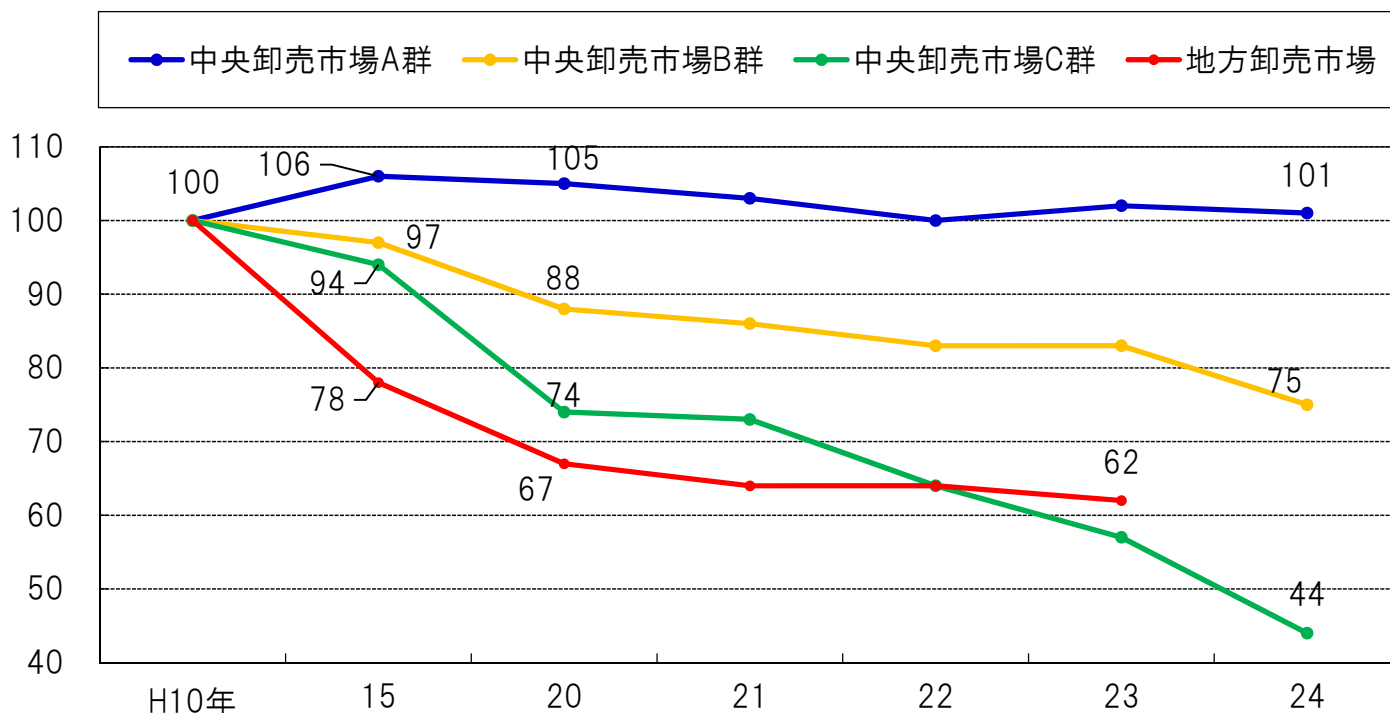
注：平成10年の取扱数量を100とした時の、各年の取扱量である。

1. 取扱数量等の推移⑥（立地条件等別、花き）

- 立地条件や開設者によって分類した中央卸売市場における花き取扱金額のH10年からH24年
の間における増減率は、東京都中央卸売市場大田市場（A群）では+1%、開設者が政令指定都
市、都府県の中央卸売市場（B群）では▲25%、その他の中央卸売市場（C群）では▲56%となっ
ており、大田市場とそれ以外の中央卸売市場との間で取扱数量の差が大きくなっている。
- H10年からH23年の間における地方卸売市場の取扱数量は38%の減少となっている。

○中央卸売市場の分類条件

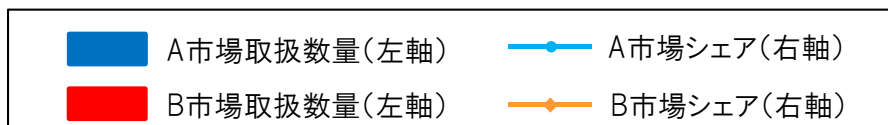
- ・中央卸売市場A群：大田市場
- ・中央卸売市場B群：開設者が政令指定都市、都府県の中央卸売市場（大田市場除く）
- ・中央卸売市場C群：その他の中央卸売市場



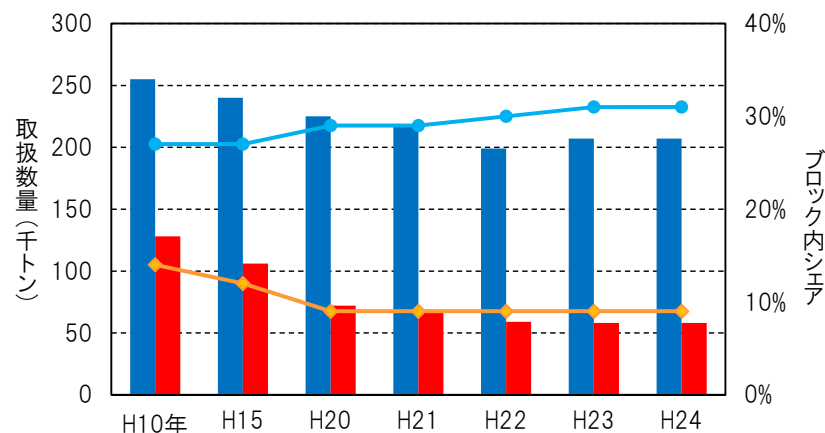
注：平成10年の取扱金額を100とした時の、各年の取扱金額である。

2. 中央卸売市場における市場間格差の状況①（地域ブロック内、青果）

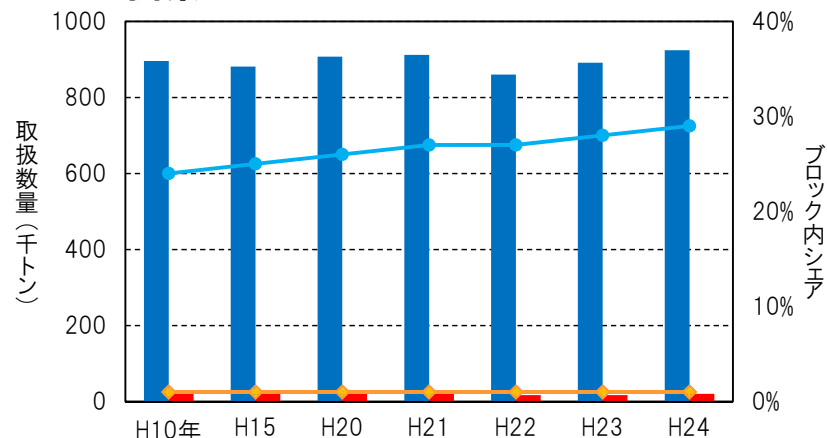
○ 中央卸売市場青果市場において、各地域ブロック内で取扱数量が最多の市場（A市場）と最少の市場（B市場）について、取扱数量と地域ブロック内におけるシェアの推移を比較。その結果、東海、近畿ブロックを除く地域で、取扱数量が最多の市場のシェアが増加し、ブロック内における市場間格差の拡大傾向が見られる。



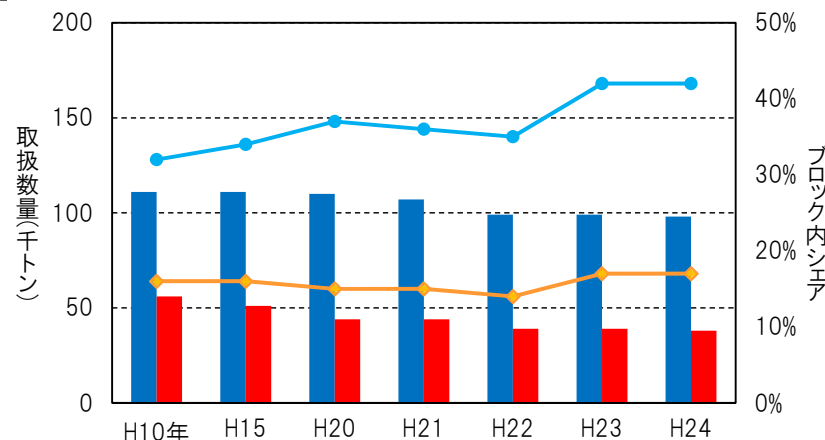
■ 東北ブロック



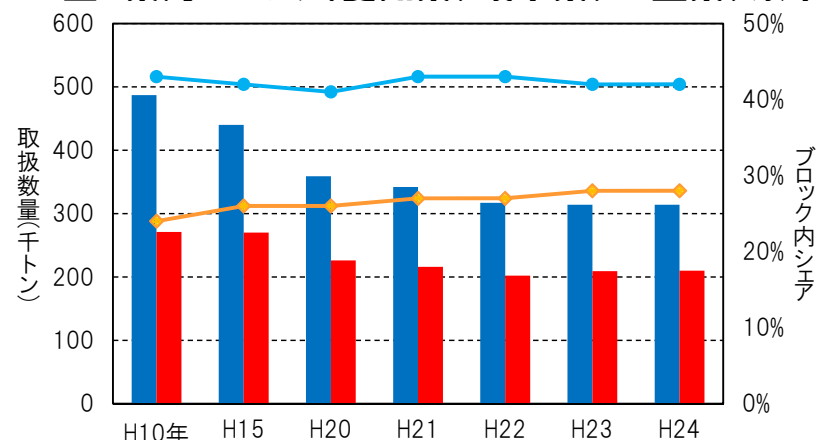
■ 関東ブロック



■ 北陸ブロック

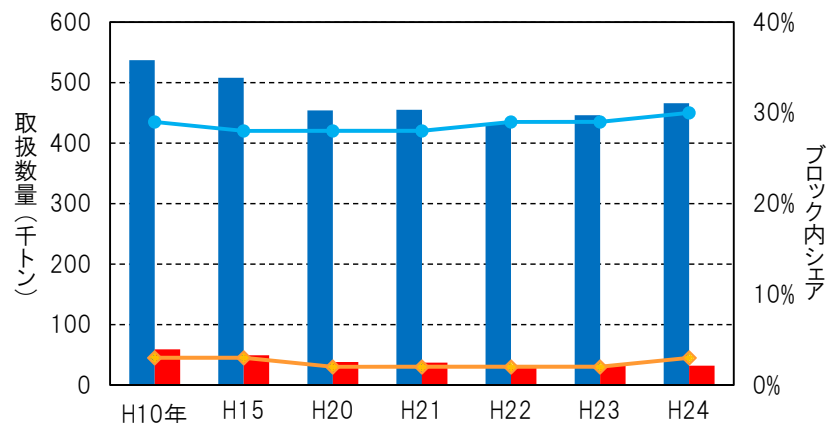


■ 東海ブロック(愛知県、岐阜県、三重県、以下同じ)

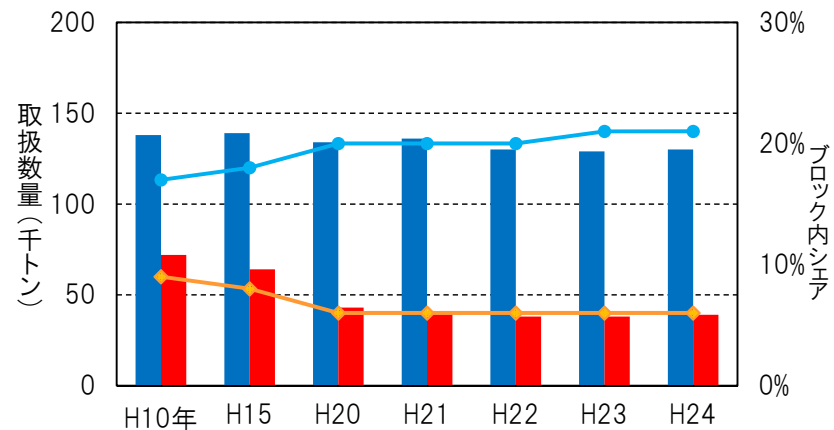


2. 中央卸売市場における市場間格差の状況①（地域ブロック内、青果）（続き）

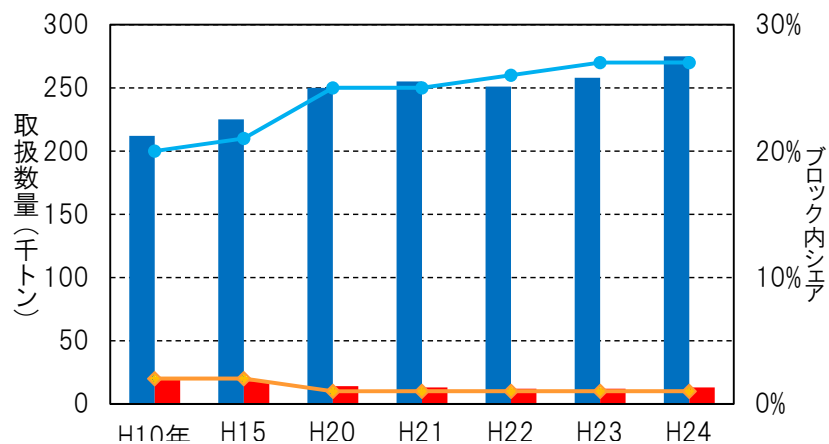
■ 近畿ブロック



■ 中国・四国ブロック

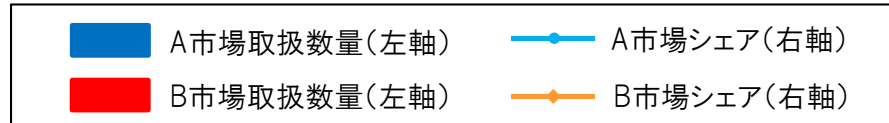


■ 九州・沖縄ブロック

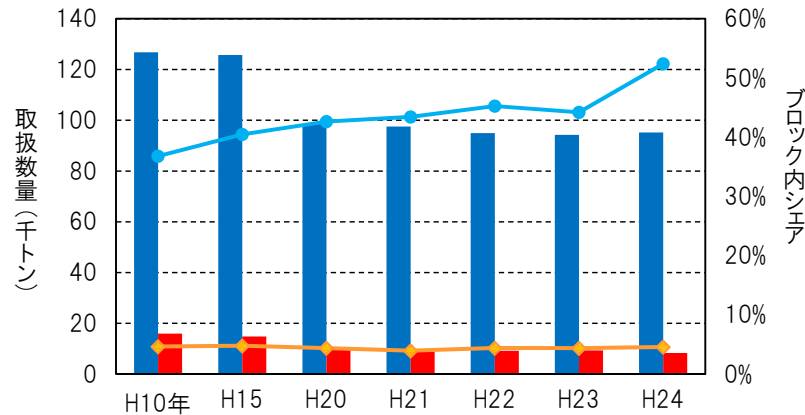


2. 中央卸売市場における市場間格差の状況②（地域ブロック内、水産物）

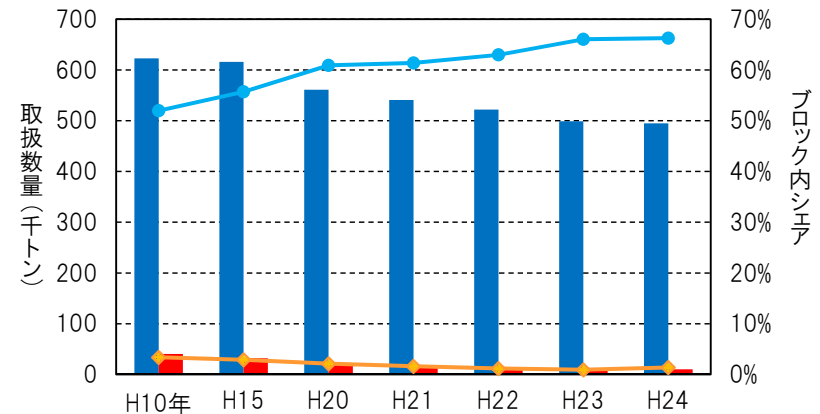
○ 中央卸売市場水産物市場において、各地域ブロック内で取扱数量が最多の市場（A市場）と最少の市場（B市場）について、取扱数量と地域ブロック内におけるシェアの推移を比較。その結果、九州ブロックを除く地域で、取扱数量が最多の市場のシェアが増加し、ブロック内における市場間格差の拡大傾向が見られる。



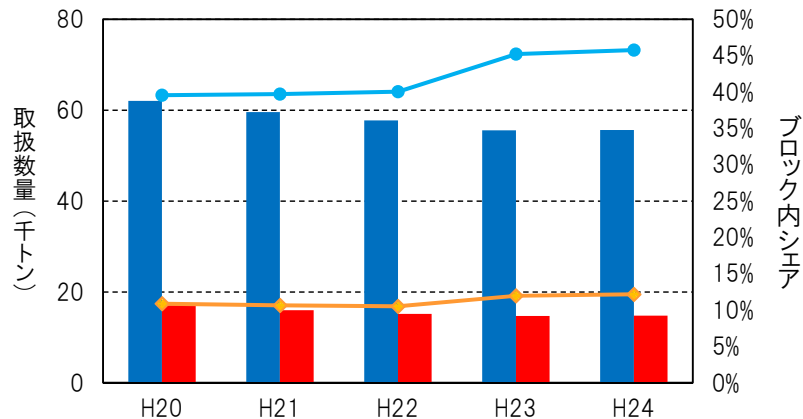
■ 東北ブロック



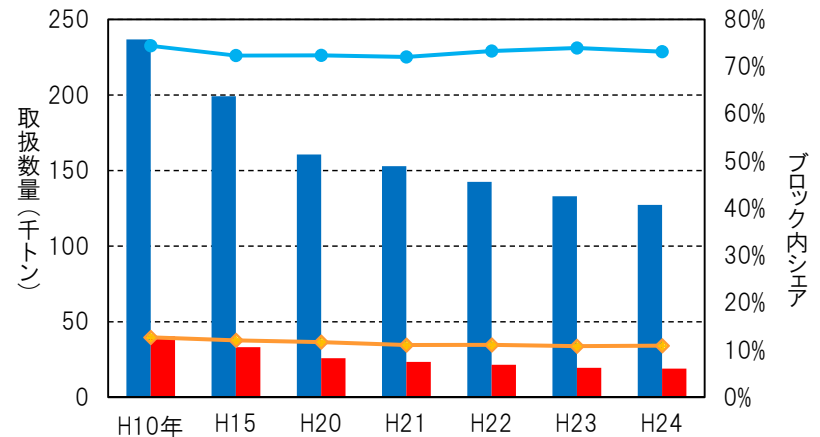
■ 関東ブロック



■ 北陸ブロック(データ比較可能なH20以降のみ)

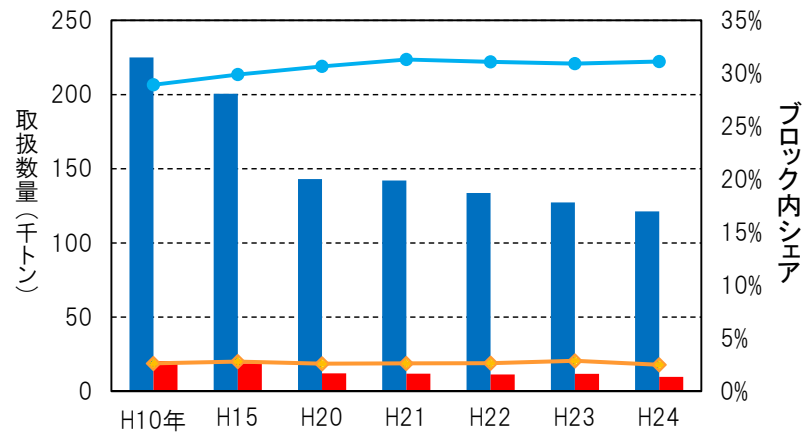


■ 東海ブロック

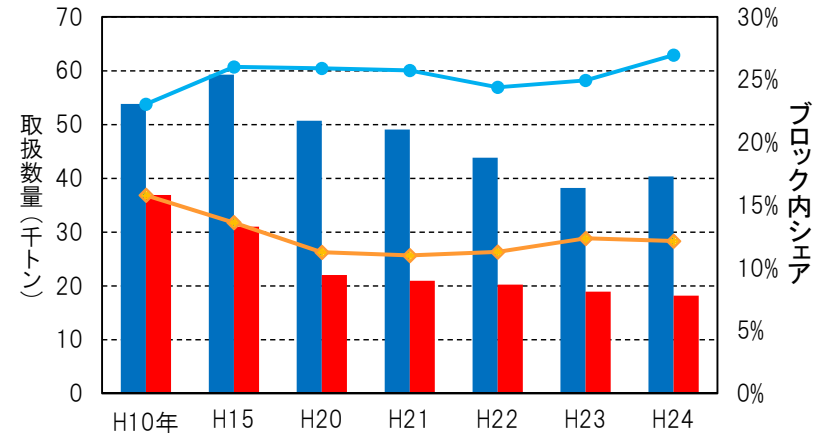


2. 中央卸売市場における市場間格差の状況②（地域ブロック内、水産物）（続き）

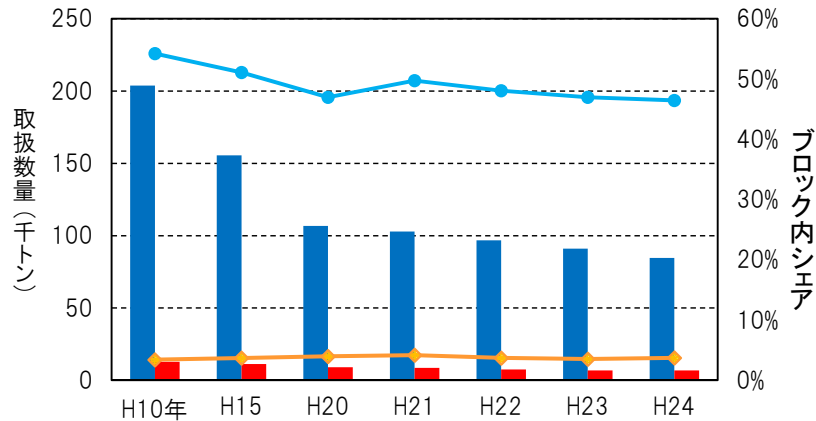
■ 近畿ブロック



■ 中国・四国ブロック



■ 九州ブロック



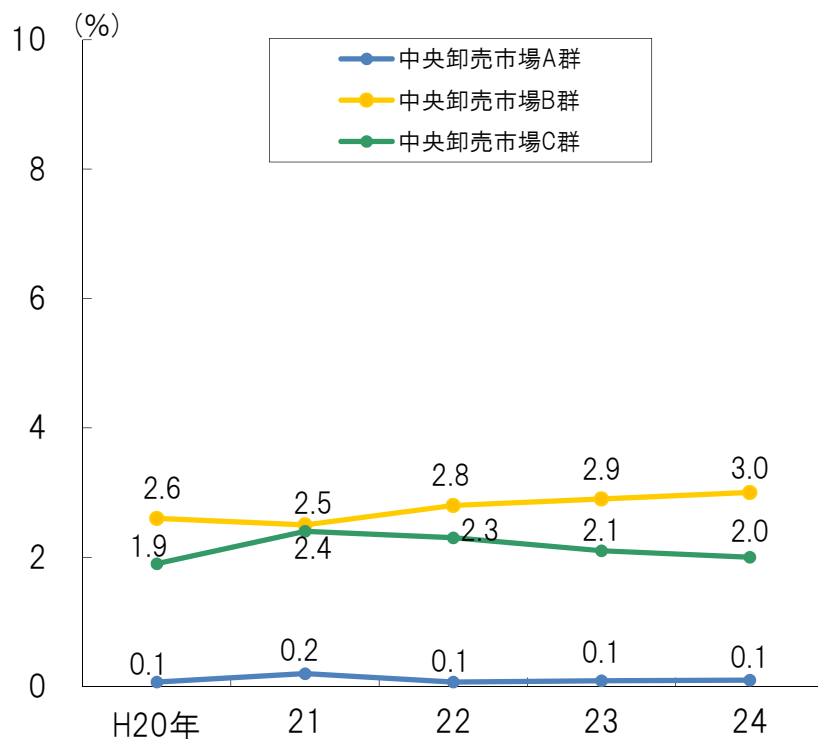
3. 中央卸売市場における他市場からの集荷割合（立地条件等別）

○ 立地条件や開設者によって分類した中央卸売市場における他市場からの集荷割合の推移を比較した結果、青果では東京都中央卸売市場大田市場、水産物では同築地市場が、他の中央卸売市場に比べて、他市場からの集荷割合が低くなっている。

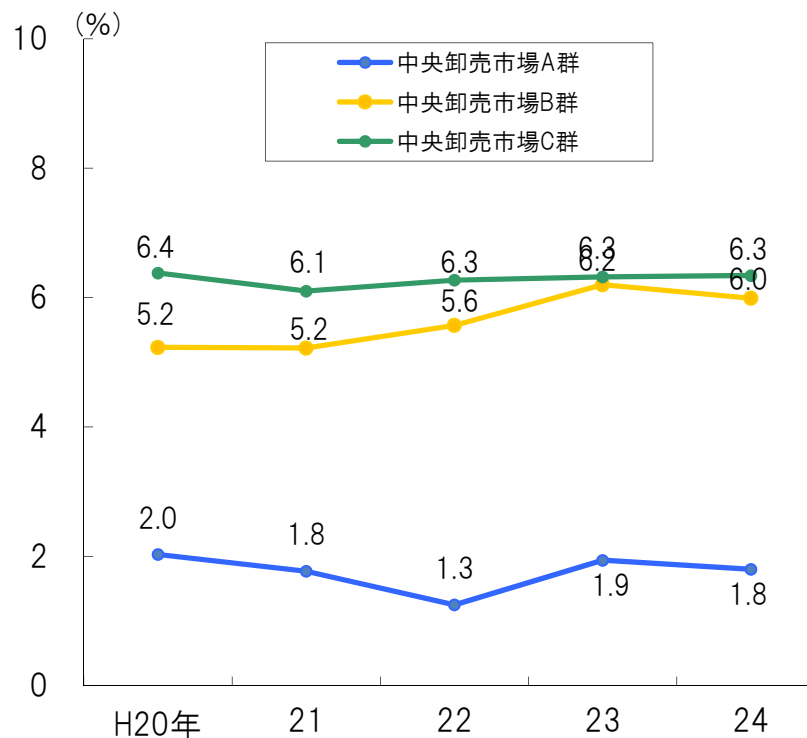
■ 中央卸売市場の分類条件（[]内は水産物の場合）

- ・中央卸売市場A群：大田市場[築地市場]
- ・中央卸売市場B群：開設者が政令指定都市、都府県（中央卸売市場B群を除く）
- ・中央卸売市場C群：その他の中央卸売市場

青果



水産物

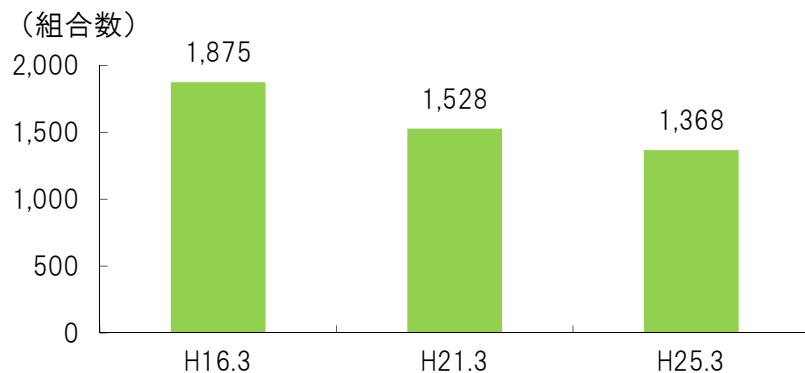


4. 産地の大型化

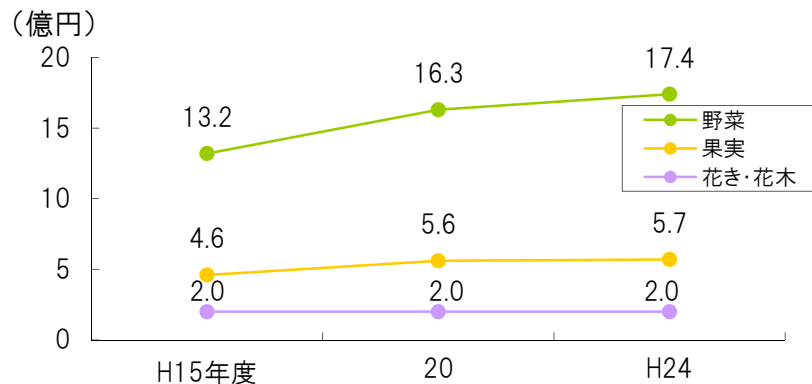
- 農協について、H15年度からH25年度にかけて単位農協数が約3割減少している一方で、1組合当たりの平均販売取扱高は、特に野菜の取扱高が約1.3倍に拡大しており、大型化が進んでいる。
- 漁協についても、H15年度からH25年度にかけて、単位漁協数が約3割減少している一方で、1組合当たりの平均販売取扱高は約1.5倍に増加しており、その大型化が進んでいる。

農協の大型化

■ 単位農協数



■ 1農協当たり平均販売取扱高

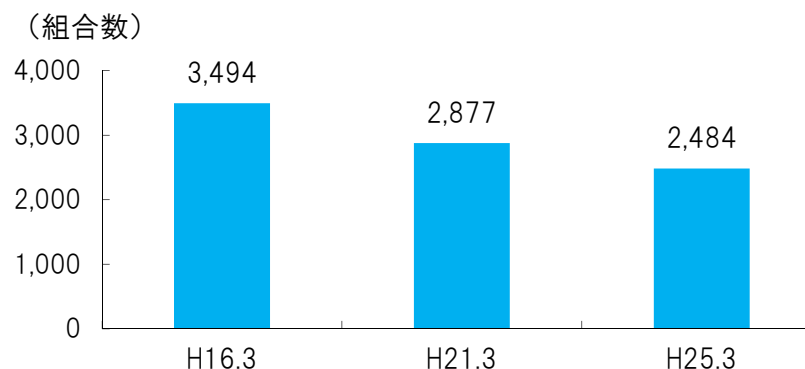


資料：農林水産省経営局「農業協同組合等現在数統計」、「総合農協統計表」を基に農林水産省食品製造卸売課で作成。

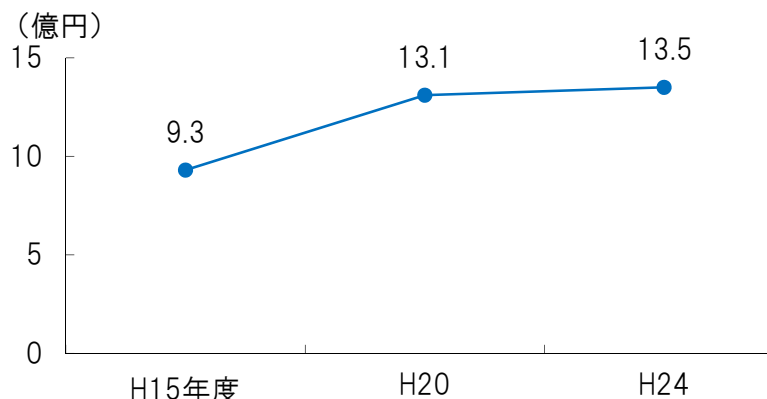
注：単位農協数については、総合農協及び専門農協のうち一般農協、畜産農協、園芸特産農協の合計。

漁協の大型化

■ 単位漁協数



■ 1漁協当たり平均販売取扱高

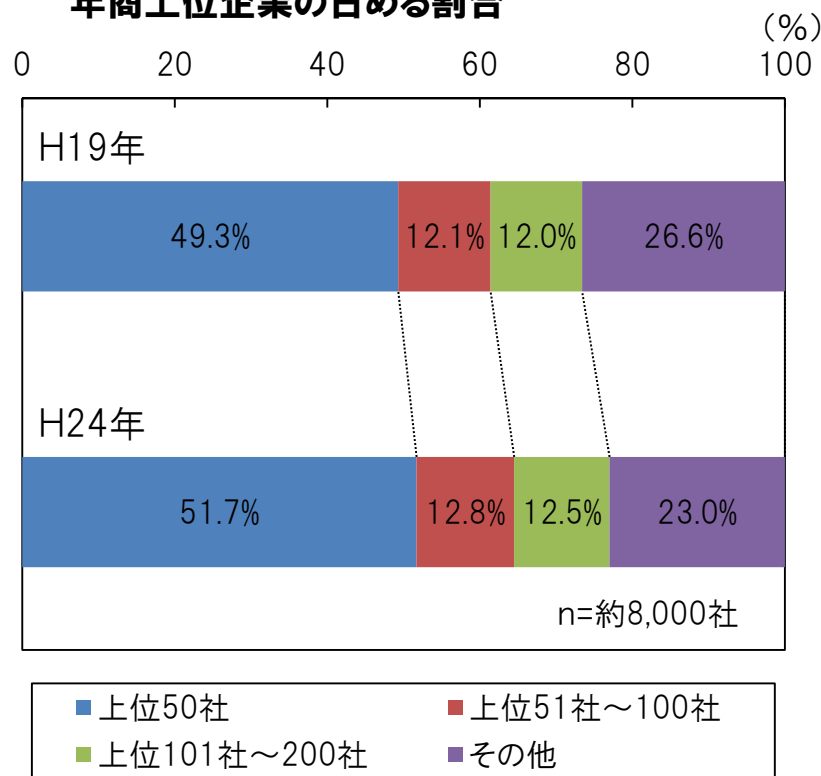


資料：水産庁「水産業協同組合統計表」を基に農林水産省食品製造卸売課で作成。

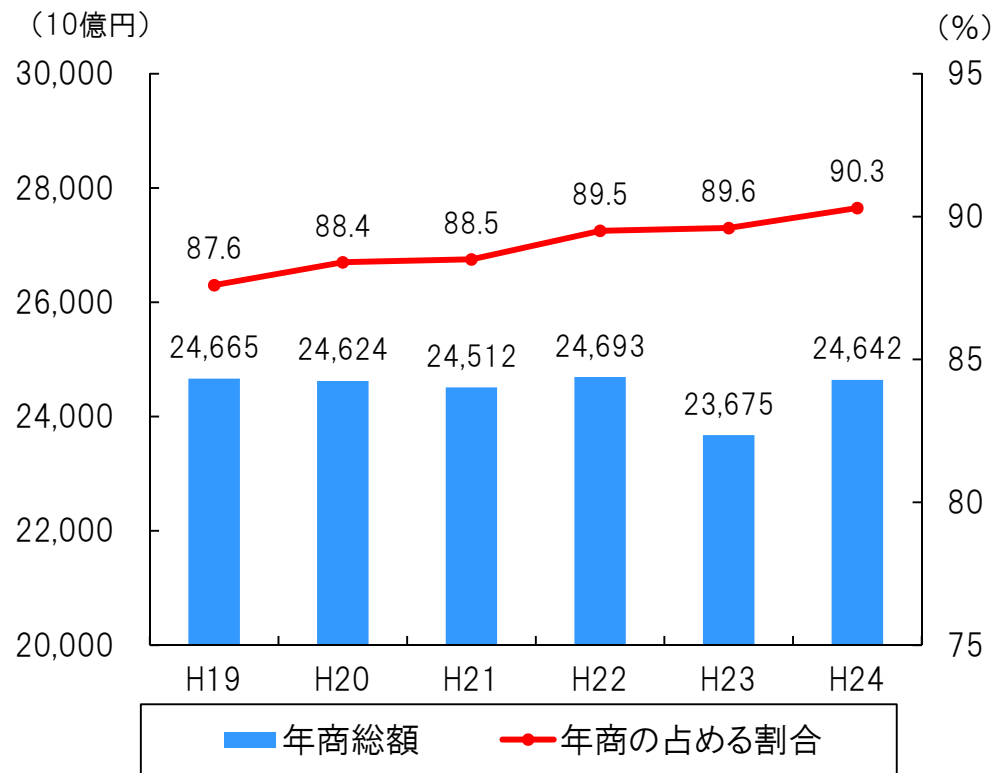
5. 買受側の大型化

- スーパーマーケット業界においては、その年商総額に占める年商上位企業の占める割合が、H24年時点で、年商上位50社、上位51～100社及び上位101社～200社で52%、13%及び13%となっており、その割合はH19年時点に比べ増加している。
- また、年商上位10%までの企業の年商総額は、H23年を除き横ばいで推移しているものの、スーパーマーケット業界全体の年商に占める割合は、H19年以降年々増加し、H24年時点で90%となっており、寡占化が進んでいる。

■ スーパーマーケット業界の年商総額に占める年商上位企業の占める割合



■ スーパーマーケット年商上位10%の年商合計と構成比推移



資料：(一社)新日本スーパーマーケット協会「2013年版スーパーマーケット白書」

II 中央卸売市場の開設都市の将来推計人口

開設都市	平成22年	平成32年	増減率
札幌市	1,914	1,920	0.3%
青森市	300	272	-9.3%
八戸市	238	220	-7.6%
盛岡市	298	288	-3.4%
仙台市	1,046	1,062	1.5%
秋田市	324	300	-7.4%
いわき市(注1)	2,029	1,874	-7.6%
宇都宮市	512	511	-0.2%
さいたま市	1,222	1,249	2.2%
東京都	13,159	13,315	1.2%
横浜市	3,689	3,751	1.7%
川崎市	1,426	1,492	4.6%
静岡市	716	679	-5.2%
浜松市	801	776	-3.1%
新潟市	812	783	-3.6%
金沢市	462	460	-0.4%
福井市	267	255	-4.5%
岐阜市	413	397	-3.9%
名古屋市	2,264	2,278	0.6%

注：福島県においては東日本大震災の影響により市町村別人口の動向および今後の推移を見通すことが困難状況にあるため、県全体について将来人口を推計

開設都市	平成22年	平成32年	増減率
京都市	1,474	1,453	-1.4%
大阪府	8,865	8,649	-2.4%
大阪市	2,665	2,619	-1.7%
神戸市	1,544	1,533	-0.7%
姫路市	536	519	-3.2%
和歌山市	370	347	-6.2%
奈良県	1,401	1,330	-5.1%
岡山市	710	708	-0.3%
広島市	1,174	1,186	1.0%
宇部市	174	161	-7.5%
徳島市	265	251	-5.3%
高松市	419	406	-3.1%
松山市	517	503	-2.7%
高知市	343	325	-5.2%
北九州市	977	936	-4.2%
福岡市	1,464	1,510	3.1%
久留米市	302	289	-4.3%
長崎市	444	413	-7.0%
宮崎市	401	396	-1.2%
鹿児島市	606	591	-2.5%
沖縄県	1,393	1,417	1.7%

III 卸売市場の連携、再編等に伴う各種取組に対する支援措置（平成26年度）

■ 支援措置（予算：強い農業づくり交付金（卸売市場施設整備））

【卸売市場再編促進施設整備の取組】

事業実施主体、要件

卸売市場再編促進施設整備の取組のうち	事業実施主体	事業の要件
①地方卸売市場への転換に係る取組	<p>中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者でかつ次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・地方公共団体が主たる出資者となっている法人 ・当該地方卸売市場の関係事業者で構成する事業協同組合又は協同組合連合会 	<p>①地方卸売市場へ転換した年度を含む3年以内に着工される施設の整備であること。</p> <p>ただし、平成25年度までに地方卸売市場に転換した場合にあっては5年以内に行われる施設の整備とし、平成26年度までに地方卸売市場に転換した場合にあっては4年以内に行われる施設の整備とする。</p> <p>②地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合は、転換前の中央卸売市場で取り扱っていた品目の部類に係る施設の整備であること。</p>
②他の卸売市場との連携に係る取組	<p>中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた市場の卸売業者を含む卸売業者又は仲卸業者で構成する事業協同組合若しくは協同組合連合会</p>	<p>①中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。</p> <p>②事業協同組合又は協同組合連合会の構成員による集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され、取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有していること。</p> <p>③共同集出荷施設の整備が中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた市場の開設区域内で行われること。</p>
③廃止に係る取組	<p>中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者</p>	<p>①廃止する市場が、当該市場の開設者によって開設区域内で開場する他の中央卸売市場（廃止市場と同一の取扱品目の部類をもつ市場に限る。）と統合することにより、当該廃止する市場の施設を撤去するものであること。</p> <p>②廃止する市場の市場関係事業者を受け入れる中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に交付金の交付が行われるものではないこと。</p> <p>③施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の用に供する計画があること。</p>

【卸売市場再編促進施設整備の取組】（続き）

対象施設、交付率

① 地方卸売市場への転換に係る取組

交付対象施設	交付率	
	中央卸売市場整備計画に基づき転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1)新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 (2)既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づき転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの
売場施設(大規模に温度管理機能を付与する整備)	4/10以内	4/10以内
(上記以外の整備)	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)		1/3以内
駐車施設		—
構内舗装		—
搬送施設(高度化・強化を図るもの)		1/3以内
衛生施設(高度化・強化を図るもの)		1/3以内
食肉関連施設		—
情報処理施設		—
市場管理センター		—
防災施設		—
加工処理高度化施設		1/3以内
総合食品センター機能付加施設		—
附帯施設	—	
上記施設の施設内容に準ずる施設	—	

② 他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交付率
共同集出荷施設	中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 1/3以内

③ 廃止に係る取組

交付対象経費	交付率
施設の撤去費から廃材等の売却益を減じた実質撤去費(施設撤去後の用地造成等に要する経費は交付の対象外)	1/3以内

【地方卸売市場施設整備の取組】

事業実施主体、要件

地方卸売市場施設整備の取組のうち	事業実施主体	事業の要件
①他の地方卸売市場との統合に係る取組	地方卸売市場の開設者でかつ次のもの ・地方公共団体 ・地方公共団体が主たる出資者となっている法人 ・地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する事業協同組合若しくは協同組合連合会	①都道府県卸売市場整備計画に他の地方卸売市場と統合を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが認められる市場であり、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。 ②地域拠点市場の取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。
②他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組	地方卸売市場の開設者でかつ次のもの ・地方公共団体 ・地方公共団体が主たる出資者となっている法人	①都道府県卸売市場整備計画に他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが認められる市場であり、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。 ②地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。 ③集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。 ④集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること。 ⑤次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。 (1)整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし、狭隘の度合いが著しいと認められること。 (2)整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

対象施設、交付率

交付対象施設	交付率	
	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが認められる市場の施設の整備に要する経費	
	①他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	②他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)		—
駐車施設※		1/3以内
構内舗装		
搬送施設(高度化・強化を図るもの)		
衛生施設(高度化・強化を図るもの)		
情報処理施設		—
加工処理高度化施設		
附属施設※		
※地方卸売市場の新設の場合に限る		

【卸売市場活性化等事業のうちPFI推進の取組】

事業実施主体、要件

事業実施主体	事業の要件
<p>PFI法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者</p>	<p>①中央卸売市場整備計画に即して施設整備を実施する中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた若しくは位置づけられることが認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、事業を実施するものであること。</p> <p>②PFI法第10条第1項に基づく事業計画又は協定等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。</p> <p>③当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。</p> <p>④他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場にあつては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。</p> <p>⑤他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあつては、次の要件に合致するものであること。</p> <p>(1)地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。</p> <p>(2)集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。</p> <p>(3)集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること。</p>

【卸売市場活性化等事業の取組のうちPFI推進の取組】（続き）

対象施設、交付率

交付対象施設	交付率					
	中央卸売市場			地方卸売市場		
	中央卸売市場整備計画に中央拠点市場として位置づけられた中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの	左記以外の卸売市場に係るもの	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場の施設の整備に要する経費	
		(1)新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 (2)既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費			以下の卸売市場に係るもの (1)統合を目的として整備を行う卸売市場 (2)食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備） （上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備）	4/10以内	4/10以内	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）						
駐車施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	—	—
構内舗装						
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	4/10以内	1/3以内	—	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）						
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの） （上記以外のもの）	—	—	1/3以内	—	—	—
情報処理施設	4/10以内	—	—	—	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	—	—
防災施設						
加工処理高度化施設						
総合食品センター機能付加施設						
附帯施設						
上記施設の施設内容に準ずる施設	—	—	—	—	1/3以内	—

【卸売市場活性化等事業のうち卸売市場活性化推進の取組】

事業実施主体、要件

事業実施主体	事業の要件
<p>・中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する事業協同組合若しくは協同組合連合会 ・事業協同組合又は協同組合連合会が主たる出資者若しくは出えん者となっている法人 ・特認団体(地方農政局長等が特に適当と認める者)</p>	<p>①施設の整備が、卸売市場整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。</p> <p>②当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。</p> <p>③当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。</p> <p>④次に掲げるいずれかの取組を行う中央卸売市場又は地方卸売市場であること。</p> <p>(1)市場機能強化の取組 <u>市場機能強化を目的</u>として中央卸売市場又は卸売市場法施行令第2条に定める規模の3倍以上の地方卸売市場(以下、「特定地方卸売市場」という。)において施設の整備を行うものであること。</p> <p>(2)統合の取組 <u>統合を目的</u>として新設等を行う中央卸売市場又は新設を行う特定地方卸売市場において施設の整備を行うものであること。</p> <p>(3)大型化の取組 <u>特定地方卸売市場であって、大型化を目的</u>として3市場以上を統合する市場又は新たな品目を追加して総合市場として整備を行う市場において施設の整備を行うものであること。</p> <p>⑤次に掲げる施設の整備であること</p> <p>(1)コンピュータ制御による温度管理機能等を持つ施設(例えば、商品形態の多様化、産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に資する施設(温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫))</p> <p>(2)コンピュータ制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設(例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設(自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機))</p> <p>(3)仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設(例えば、需給情報の的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設(多機能装備入荷数量等表示設備、情報処理施設))</p> <p>(4)(1)～(3)に準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設(例えば、保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設(多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温搬送施設))</p> <p>⑥④の(3)の取組にあつては次の要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。</p> <p>(1)既存の上屋に複数の⑤の施設を導入することが真に困難であること。</p> <p>(2)⑤の施設を収容し、機能させるために必要最小限のものであること。</p> <p>(3)⑤の施設の価額・価値とバランスのとれたものであること。</p> <p>⑦原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。</p> <p>⑧工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。</p> <p>⑨交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者(地方公共団体以外の開設者にあつては都道府県又は市町村)において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。</p>

【卸売市場活性化等事業のうち卸売市場活性化推進の取組】（続き）

対象施設、交付率

交付対象施設	交 付 率					
	事業協同組合等が実施する卸売市場の施設の整備に要する経費					
	区分	中央卸売市場				
中央卸売市場整備計画に中央拠点市場として位置づけられた中央卸売市場		その他の中央卸売市場	地方卸売市場			
売場施設(大規模に温度管理機能を付与する整備)	市場機能強化の取組	4/10以内	4/10以内	4/10以内		
(上記以外の整備)			1/3以内	1/3以内	1/3以内	
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)		—				—
搬送施設(高度化・強化を図るもの)		4/10以内				1/3以内
食肉関連施設		1/3以内		—		
情報処理施設		—		—		
加工処理高度化施設		4/10以内	—			
売場施設(大規模に温度管理機能を付与する整備)	統合・大型化の取組	4/10以内	4/10以内	4/10以内		
(上記以外の整備)				1/3以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)		—				
搬送施設(高度化・強化を図るもの)		4/10以内	1/3以内			
食肉関連施設(高度化・強化を図るもの)		1/3以内	—			
(上記以外の整備)		—	—			
情報処理施設		4/10以内	1/3以内	1/3以内		
加工処理高度化施設	1/3以内	—	—			
注)大型化の取組以外は上屋の整備は交付対象外						

■ 支援措置（金融・税制）

【金融】

	対象施設（内容）	対 象
日本政策金融公庫	(1)卸売市場(付設集卸売場を含む)施設(地方公共団体を除く) 卸売市場の業務に必要な施設 (2)卸売業者施設 倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は場内事務所 (3)仲卸業者施設 倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は仲卸店舗設備	(1) 卸売市場の開設者(地方公共団体を除く) (2) 卸売市場の卸売業者若しくはその組織する法人 (3) 卸売市場の仲卸業者若しくはその組織する法人

【税制】

	特例適用対象者	特例対象	特例内容
国税	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例	地方卸売市場の開設者(地方公共団体以外のもの)	土地、建物、構築物、機械装置
	卸売業者及び仲卸業者の合併等の場合の登録免許税の軽減	中央卸売市場及び地方卸売市場の卸売業者若しくは仲卸業者	会社の設立等の登記、法人の設立等に伴う不動産の登記
			都道府県市場整備計画で定められた卸売市場整備地区外の事業用資産を譲渡し、一定期間内に卸売市場整備地区内の事業用資産を取得した場合、譲渡資産の譲渡益のうち、買換資産に対応する部分の80%に相当する部分については、譲渡所得に係る法人税(所得税)を軽減 卸売市場法に基づく農林水産大臣の認定を受け、合併等に係る登記、会社分割に伴う不動産の所有権の移転等の登記をした場合には、登録免許税を軽減(合併・分割による会社の設立又は資本の増加、法人の設立・資本金の増加における不動産所有権の取得、合併及び分割による不動産の所有権の取得)